（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第八条　国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号イ中「第五十七号」を「第五十九号」に改め、同号ロ中「別表第五十八号から第七十四号まで」を「別表第六十号から第七十六号まで」に改める。

別表第七十五号を同表第七十七号とし、同表第三十九号から第七十四号までを二号ずつ繰り下げ、同表第三十八号の次に次の二号を加える。

三十九　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）

四十　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）

○財務省令第五十三号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百二十六号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一の三第七項及び第八項並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十の十一第六項、第二十五条の十の十三第十三項、第二十六条の十第一項、第二十六条の十七第九項、第三十九条の十二第五項及び第三十九条の十三第二十九項並びに復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第四項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則及び復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月十日

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

租税特別措置法施行規則及び復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の十八第七項及び第八項中「第三条第六項」を「第三条第七項」に改め、同条第十六項及び第十七項中「第三条第十四項」を「第三条第十五項」に改め、同条第二十四項中「第三条第十八項」を「第三条第十九項」に改め、同条第二十五項中「第三条第十九項」を「第三条第二十項」に改め、同条第二十七項中「第三条第二十項」を「第三条第二十一項」に改め、同条第二十八項中「第三条第二十一項」を「第三条第二十二項」に改め、同条第二十九項中「第三条第二十項」を「第三条第二十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改め、同条第三十項中「第三条第二十二項」を「第三条第二十三項」に改める。

第三条の十九第二項及び第三項中「第三条の二第六項」を「第三条の二第七項」に改め、同条第四項中「第三条の二第十一項」を「第三条の二第十二項」に改め、同条第五項第二号中「第三条の二第十八項」を「第三条の二第十九項」に改め、同条第六項中「第三条の二第十四項」を「第三条の二第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同条第七項中「第三条の二第十五項」を「第三条の二第十六項」に改め、同条第十項中「第三条の二第十六項」を「第三条の二第十七項」に改め、同条第十一項中「第三条の二第十七項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改め、同条第十二項中「第三条の二第十七項」を「第三条の二第十八項」に改め、同条第十三項中「第三条の二第十八項」を「第三条の二第十九項」に、「第九項、第十四項から第十七項まで及び第二十一項から第二十四項まで」を「第十項、第十五項から第十八項まで及び第二十一項から第二十五項まで」に改め、同条第十四項中「第三条の二第十九項」を「第三条の二第二十項」に改め、同項第一号中「第三条の二第二十項」を「第三条の二第二十一項」に改め、同条第十六項中「第三条の二第二十一項」を「第三条の二第二十二項」に改め、同条第十八項中「第三条の二第二十二項」を「第三条の二第二十三項」に改め、同条第十九項中「第三条の二第二十三項」を「第三条の二第二十四項」に改め、同条第二十項中「第三条の二第二十四項」を「第三条の二第二十五項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に改める。

第十九条の七第二項及び第三項中「第二十六条の二十第六項」を「第二十六条の二十第七項」に改め、同条第四項中「第二十六条の二十第十四項」を「第二十六条の二十第十五項」に改め、同条第五項第二号中「第二十六条の二十第二十一項」を「第二十六条の二十第二十二項」に改め、同条第六項中「第二十六条の二十第十七項」を「第二十六条の二十第十八項」に改め、同条第七項中「第二十六条の二十第十七項」を「第二十六条の二十第十八項」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に改め、同条第八項中「第二十六条の二十第十八項」を「第二十六条の二十第十九項」に改め、同条第十一項中「第二十六条の二十第十九項」を「第二十六条の二十第二十項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に改め、同条第十三項中「第二十六条の二十第二十一項」を「第二十六条の二十第二十二項」に改め、同条第十四項から第十七項まで及び第二十項から第十八項まで及び第二十一項から第二十五項まで」に改め、同条第十四項中「第二十六条の二十第二十三項」に改め、同条第十五項中「第二十六条の二十第二十四項」を「第二十六条の二十第二十五項」に改め、同項第一号中「第二十六条の二十第二十三項」を「第二十六条の二十第二十四項」に改め、同条第十六項中「第二十六条の二十第二十四項」に改め、同条第十八項中「第二十六条の二十第二十五項」を「第二十六条の二十第二十六項」に改め、同条第十九項中「第二十六条の二十第二十六項」を「第二十六条の二十第二十七項」に改め、同条第二十項中「第二十六条の二十第二十七項」を「第二十六条の二十第二十八項」に改め、同条第二十一項中「第二十六条の二十第二十八項」を「第二十六条の二十第二十九項」に改め、同条第二十二項中「第二十六条の二十第二十九項」を「第二十六条の二十第三十項」に改め、同条第二十三項中「第二十六条の二十第三十項」を「第二十六条の二十第三十一項」に改め、同条第二十四項中「第二十六条の二十第三十一項」を「第二十六条の二十第三十二項」に改め、同条第二十五項中「第二十六条の二十第三十二項」を「第二十六条の二十第三十三項」に改め、同条第二十六項中「第二十六条の二十第三十三項」を「第二十六条の二十第三十四項」に改め、同条第二十七項中「第二十六条の二十第三十四項」を「第二十六条の二十第三十五項」に改める。

第十九条の十五第二項第五号中「第二十七条の二第七項」を「第二十七条の二第八項」に改め、同条第三項中「第二十七条の二第十項」を「第二十七条の二第十一項」に改め、同条第八項及び第九項中「第二十七条の二第十一項」を「第二十七条の二第十二項」に改め、同条第十二項中「第二十七条の二第十四項」を「第二十七条の二第十五項」に改める。

第二十二条の十第一項中「法第六十六条の四第六項に」を「施行令第三十九条の十二第五項に規定する財務省令で定める規定は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第七条第二項から第四項まで、第十一条第一項から第三項まで、第十五条第十九項（第一号を除く。）から第二十四項まで及び第十九条第二項から第四項、第十一条第一項及び第三項、第十五条第一項、第二項、第五項、第六項、第十九項（第二号を除く。）及び第二十三項、第十九条第一項及び第四項並びに第二十条第一項の規定とする。

2　施行令第三十九条の十三第二十九項に規定する所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に係る施行令第三十九条の十三第二十九項に規定する財務省令で定める規定は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第一項及び第四項、第十一条第一項及び第三項、第十五条第一項、第二項、第五項、第六項、第十九項（第二号を除く。）及び第二十三項、第十九条第一項及び第四項並びに第二十条第一項の規定とする。

第二十二条の十の六の見出し中「の類似法人の総負債の額から控除する金額」を削り、同条に次の二項を加える。